

3 川 監 公 第 1 4 号

令和 3 年 1 1 月 2 5 日

定期監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、令和 3 年 3 月 2 5 日付け 3 川 監 公 第 3 号で公表した定期監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
同	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

3 川総コ第92号

令和3年9月29日

川崎市監査委員 寺岡 章二 様

同 植村 京子 様

同 浅野 文直 様

同 山田 晴彦 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、
令和3年3月25日付け3川監報第2号で報告の提出がありました定期監査の
結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

1 令和2年度第2回定期（工事）監査結果に対する措置状況

（1）工事現場の安全に関する指導を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、多摩川緑地等公園施設の緊急補修工事である。

このうち、高所作業での安全対策についてみたところ、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第518条によると、高さ2メートル以上の高所で作業を行う場合には安全対策として墜落防止措置を講じなければならないとされているが、一部の折損枝の除去作業において安全帯の使用などの墜落防止対策を行っていないかった。

また、川崎市請負工事監督規程（昭和43年訓令第4号）によると、監督員は工事についての関係法令を熟知するよう努め、請負者に対し適切な指示が与えられるよう工事現場の状況を把握しなければならないとされている。監督員は関係法令を把握していたものの、施工前に請負者から提出される書類に高所作業における安全対策が記入されていない等、安全対策を指導する機会があったにもかかわらず適切な指導を行っていないかった。

高所作業を伴う工事の監督に当たっては、安全確保に向けた対策が確実に行われるよう請負者に対し適切に指導されたい。

[措置内容]

指摘事項については、請負業者に対し、落下防止措置が不十分であった点を確認し、今後高所作業が生じる場合には、事前に安全管理について作業状況により高所作業が発生する場合を想定し作業の計画を打ち合わせることを、実際の作業時には落下防止措置を十分に行うことを確認し再発防止を行いました。

今後は、工事現場の安全に関する指導を適切に行うよう努めます。

(工事番号 21) (建設緑政局緑政部多摩川施策推進課)

(2) 設計変更の積算を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

本工事は、川崎区殿町地区に電線共同溝を整備する工事であり、工事により発生する残土の処分が含まれている。

建設発生土受入費は平成30年度に改定され、平成31年4月1日から新単価が適用されている。このことに関し、「建設発生土受入費の改定における対応方法について」(平成30年12月14日付け30川建技第358号建設緑政局総務部技術監理課長通知)によると、適用日以降に受け入れられた残土は設計変更の対象とすることとされている。

本工事は新単価適用日前に契約したものであるが、発生した残土は全て新単価適用日以降に浮島指定処分地に搬入していたことから、設計変更に当たっては全て新単価で積算すべきところ、監督員は建設発生土受入費が改定されていることを把握しておらず、旧単価のまま積算を行っていた。

また、残土の運搬・処分数量の一部に誤りがあり、これは監督員が算定内容の確認を十分に行わなかったことによるものである。

電線共同溝の整備工事は工事内容が多岐に渡り、かつ、工種も多様であることから、設計変更が多項目に及ぶ場合には、より一層の注意を払い設計及び審査に当たられたい。

[措置内容]

指摘事項については、南北都市基盤整備事務所及び各区役所道路公園センター等を対象とした設計積算者研修会等において、本事例を紹介し、再発防止に向けて関係職員に周知徹底しました。

今後は、積算の内容の精査を十分に行うとともに、設計・積算チェッ

クリストを用い、審査を適正に行うことで、設計変更の積算を適正に行うよう努めます。

(工事番号28) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

(3) その他改善を要するもの

[指摘の要旨]

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。その概要は次のとおりである。

ア 積算内容の確認を十分に行うべきもの

設計積算に当たり、内容の確認が十分でなく複数の誤りを把握できていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、審査体制を十分に確保するため、審査する職員が偏らないよう課内割振り表を作成し、審査を行うこととしました。また、保全整備連絡調整会議においても、関係職員に審査体制の管理を適切に行うよう周知徹底を図りました。

今後は、積算内容の確認を十分に行うよう努めます。

(工事番号10) (建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)

イ 適切な業種選定を行うべきもの

工事請負業者の業種選定に当たり、主たる工事内容の専門性を踏まえた検討が不十分であった事例

[措置内容]

指摘事項については、みどりの保全整備課で整理した「軽易工事における業種選定の考え方について」の見直しを行い、関係職員に業種選定の判断方法について情報共有を行うとともに、予算執行伺の決裁の際にも業種選定が適切か確認を行うよう周知を図りました。

今後は、適切な業種選定を行うよう努めます。

(工事番号 19) (建設緑政局緑政部みどりの保全整備課)

ウ 路床改良の施工監理を適切に行うべきもの

路床改良の施工に当たり、支持力計算の誤りを把握せず施工を承認していた事例

なお、事実判明後の検証の結果、改良路床の実際の支持力は基準を満たしていることが確認されている。

(注) 路床改良とは軟弱な地盤においてセメント系固化材等を使用して支持力を上げることをいう。

[措置内容]

指摘事項については、南北都市基盤整備事務所及び各区役所道路公園センター等を対象とした設計積算者研修会等において、本事例を紹介し、再発防止に向けて関係職員に周知徹底しました。

今後は、積算の内容の精査を十分に行うとともに、設計・積算チェックリストを用い、審査を適正に行うことで、施工管理を適切に行うよう努めます。

(工事番号 27) (建設緑政局道路河川整備部南部都市基盤整備事務所)

エ 合理的な設計積算を行うべきもの

撤去に伴い発生する鉄くず材の運搬費の積算に当たり、経済性・効率性・環境負荷低減の検討が不足していた事例

[措置内容]

指摘事項については、説明会を開催し、積算の内容をより現場状況に則した運搬方法で設計するよう、関係職員に周知徹底しました。

今後は、合理的な設計積算を行うよう努めます。

(工事番号 32) (港湾局川崎港管理センター設備課)

オ 適正な設計単価を決定すべきもの

設計積算に当たり、使用材料等の単価の決定順位及び見積りによる単価の採用方法が適正でなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、課内会議の場において情報の共有、検討を行うとともに、設計・積算要領の内容及び審査時の確認作業の強化について課内に改めて周知を行い、再発防止に向けて周知徹底を図りました。

今後は、適正な設計単価の決定に努めます。

(工事番号 33) (港湾局川崎港管理センター整備課)